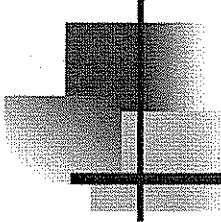


障害者自立支援法の理念と 今後の障害福祉サービスの在り方



平成20年8月30日

鳥取県障害福祉課長 吹野英明

目次

- 1 障害者自立支援法の理念 …… 3
- 2 障害者自立支援法の抜本の見直し… 8
- 3 今後の障害者福祉のあり方 …… 17
- 4 「働きたい」を支援 …… 27
- 5 障害福祉サービス事業所として
利用者と何を約束するか …… 33

1 障害者自立支援法の理念

障害保健福祉の直面する課題

支援費制度の施行（15年4月～）により新たにサービスの利用者が増え、地域生活支援が前進

しかし

- 新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大。今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難。
- 大きな地域格差（全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差）
- 障害種別ごとに大きなサービス格差、制度的にも様々な不整合、精神障害者は支援費制度にすら入っていない
- 働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない

つまり

障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が十分に整備されていない

障害者自立支援法の目的

障害者自立支援法第1条(目的)

この法律は、…… 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障害者自立支援法のねらい

- 精神障害施策を含め、障害施策全体の一層の底上げを実現する。
 >>>> 地域格差の是正、より多くの方々に障害サービスを提供
- このことは、3障害を区別しないという障害者基本法の理念の実現でもある。
- 具体的には、次の5つの柱で改革を目指す。

障害者施策を3障害一元化 (障害者基本法の理念の実現)

- 3障害の制度格差を解消し、
精神障害者を対象に

利用者本位のサービス体系に

- 規制緩和を進め空き教室、
空き民家、NPO等を活用し、
地域にサービスを展開

安定的な財源の確保

- 国の費用負担の責任を強化
(費用の1/2を国負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、
皆で支える仕組みに

自立と共生の 社会の実現

働きたい気持ちを本気で支援

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

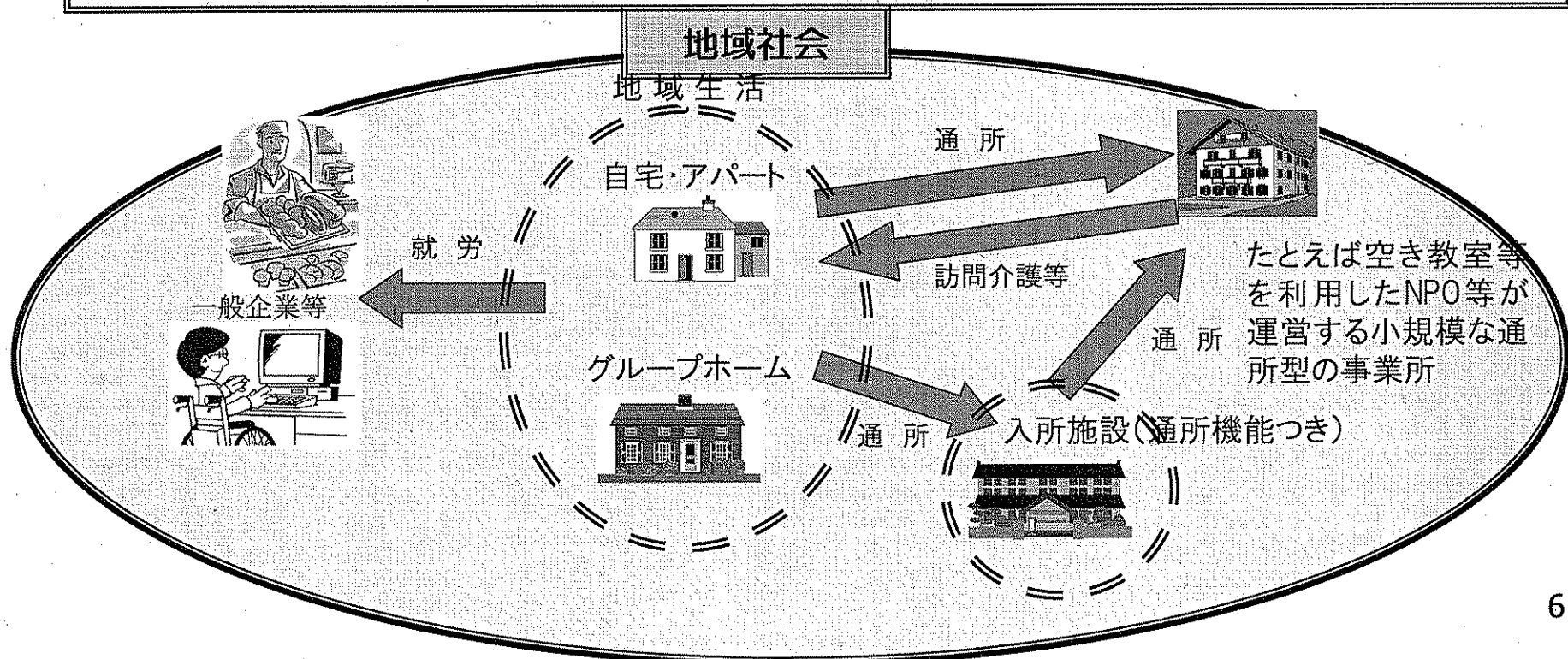
住民に説明責任の果たせる 透明な制度

- 客観的な尺度を導入
(障害程度区分)
- 審査会の意見聴取など
支給決定プロセスを透明化

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせ、働ける地域社会づくり～

- 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- 障害ある人の働きたい気持ちをかなえられる社会づくり
- 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり



施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

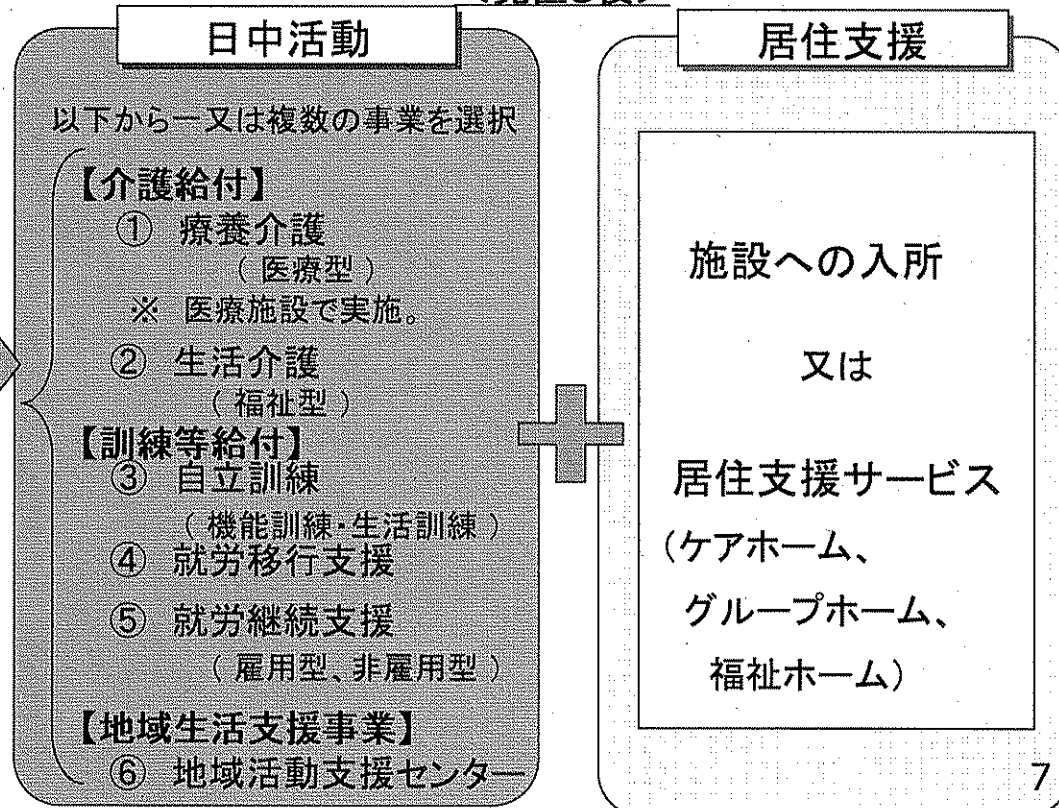
- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。

<現 行>

重症心身障害児施設 (年齢超過児)
進行性筋萎縮症療養等給付事業
身体障害者療護施設
更生施設(身体・知的)
授産施設(身体・知的・精神)
小規模授産施設(身体・知的・精神)
福祉工場(身体・知的・精神)
精神障害者生活訓練施設
精神障害者地域生活支援センター (デイサービス部分)
障害者デイサービス

新体系へ移行(※)

<見直し後>



※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

2 障害者自立支援法の抜本的な見直し

- 障害者自立支援法は、施行後1年半が経過。平成18年、改革に伴う軋みに丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 今回、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

【緊急措置】

- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施)
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施)
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施)
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減

背景

「特別対策」は、利用者負担の軽減に大きな役割を果たしている一方、自立支援法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことなどに比べると、なお負担感が存在するとの指摘。

対応

低所得1及び2(非課税世帯)の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減(平成20年7月実施)。

【1月当たりの負担上限額】

所得階層		通所サービス	居宅サービス
非課税世帯	低所得2	3,750円※ → 1,500円	6,150円※ → 3,000円
	低所得1	3,750円※ → 1,500円	3,750円※ → 1,500円

※ 特別対策後の負担上限月額

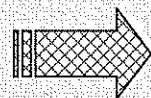
世帯の範囲の見直し

背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声

対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断(平成20年7月実施)。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

留意点

- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみ対象。

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

背景

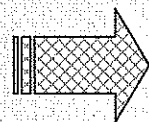
課税世帯の割合は障害児で約8割となっており、「特別対策」実施後もその効果が行き届かない世帯が多いなど、障害児のいる世帯の負担感は依然として強い。また、子育てを支援する観点も含めた支援の必要性も指摘されている。

対応

- ①「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を拡大
(平成20年7月実施)

(現行) 年収600万円程度まで(※)
(市町村民税所得割額16万円未満)

(見直し後) 年収890万円程度まで(※)
(市町村民税所得割額28万円未満)



障害児のいる世帯の8割以上が軽減措置の対象に

(※)3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合。

対応

- ② 1月当たりの負担上限額の更なる軽減(平成20年7月実施)
 年収890万円程度まで(※)(市町村民税所得割28万円未満)の世帯について、居
 宅・通所・入所サービスに共通して負担上限額を更に軽減。

(※)3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合。

【1月当たりの負担上限額】

所得階層		通所サービス	居宅サービス	入所サービス
課税世帯	年収約600万～ 約890万円程度まで*	37,200円→4,600円	37,200円→4,600円	37,200円→9,300円
	年収約600万円程度まで*	9,300円※→4,600円	9,300円※→4,600円	18,600円※→9,300円
非課税世帯	低所得2	3,750円※→1,500円	6,150円※→3,000円	12,300円※→6,000円
	低所得1	3,750円※→1,500円	3,750円※→1,500円	7,500円※→3,500円

※ 特別対策後の負担上限月額(年収約600万円～約890万円程度までの世帯は、現在、特別対策の対象となっていない。)

* 3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

事業者の経営基盤の強化①

緊急的な改善措置(20年4月実施)

○ 「特別対策」による従前収入の9割保障に加えて、以下の緊急措置を実施。

① 通所サービスに係る単価の引上げ

通所サービスの「利用率」を見直すことにより、単価を約4%引上げ。

(詳細は別紙1参照)

② 定員を超えた受入れの更なる弾力化

通所サービスの受入れ可能人数について、

- ・ 1日当たりで定員の120%まで → 150%まで
- ・ 過去3か月平均で定員の110%まで → 125%まで

(詳細は別紙2参照)

③ 入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充

入所サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用を支払う措置について、更に拡充。

(現在、具体的内容について最終調整中)

* 障害福祉サービス費用の額(報酬)については、サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、21年4月に改定を実施。

事業者の経営基盤の強化②

基金の使途や事業の実施基準の見直し

○ 「特別対策」により各都道府県に造成された基金の使途や事業の実施基準を見直すことにより、以下の支援を実施。

〔下線部が事業の実施基準の見直し関係、
下線部以外が基金の使途の見直し関係〕

(1) 就労支援を行う事業者への支援

一般就労への移行等を促進するため、就労継続支援事業者等が、企業等での作業を通じた支援を行った場合などに助成。

(2) 重度障害者への対応

① ケアホームにおける対応

ケアホームに重度障害者を受け入れた場合に助成。併せて、ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲を拡大。

② 重度訪問介護における対応

現行の基金事業(在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業)において、ホームヘルパーの資質の向上や求人広告に要する費用等も助成対象となることを明確化。

(3) 児童デイサービス事業への支援

就学前児童の受入れが少ない児童デイサービス事業所が、職員を加配した上で個別支援に取り組む場合に助成。

(4) 相談支援事業の拡充

社会福祉法人等が、障害者等に対する障害福祉サービスについての説明会・相談会や障害福祉サービスを利用していない障害者等の自宅訪問などの事業を行った場合に助成。

(5) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者への支援

障害者に対する地域住民の理解や支援力を高めるなど、施設の拠点機能を高めるための活動に助成。

(6) 諸物価の高騰等への対応

諸物価高騰によるコストの増加分や事務処理コストの増加分について、事業者に対し助成。

(7) 小規模作業所の移行促進

新体系への移行を促進するなど、小規模作業所への支援。(法定事業に移行する際の基準の見直しを含む。)

(8) 視覚障害者移動支援従事者の資質の向上

視覚障害者移動支援従事者の資質の確保のため実施する研修等に助成。

(9) その他

障害福祉の理念と制度の不整合

区分	制度	主体	サービス内容	課題
H15	措置制度 〔行政処分〕	行政	入所施設中心 施設：義務的経費 在宅：裁量的経費	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供側の論理が優先 効率化、合理化、集団対応 →当事者のニーズが満足されにくい ○報酬等が依然として施設中心 →ニーズを満たすと経営破綻へ ○在宅サービスの急増→財政破綻 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援のサービスの不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○急激な制度変更（サービス不足のまま） 地域生活支援の報酬単価が依然低い ○利用者負担（サービスを利用できない） <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">緊急措置・抜本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者負担の軽減、報酬の見直し等
	支援費制度 〔契約制度〕	当事者 (本人)	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域生活支援の芽生え ☆措置制度のサービス内容をそのまま引き継ぎ <p style="text-align: center;">将来への不安</p>	
H18	障害者自立支援法 〔契約制度〕	当事者 (本人)	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活・就労支援を目指す 障害福祉サービス：義務的経費 サービスを選択：日中+居住 日割り <p style="text-align: center;">← 当事者主体のサービス選択</p>	

3 今後の障害者福祉のあり方

○ 利用者のニーズを踏まえたサービスの展開を
(「利用者本位」がキーワード)

・日割計算で施設経営が大変

利用者に選ばれるサービス(新事業体系へ)へ

自立支援給付費は本来、利用者に支給するもの

→従来は、社会資源がなく施設入所や長期入院

3障害一元化をうまく運用し、利用者が増えている事業所

→精神障害者は支援したことがないと断っている事業所

* お客様が、サービスを自由に組み合わせ、選べる

ことは当たり前のこと。ニーズに応じた支援へ転換

○ 障害ある方の地域での生活、働く夢の実現を
（「地域移行」「就労支援」がキーワード）

- ・地域生活を支える資源も徐々に充実（施策の転換）
- ・既存施設もサービス内容の転換を
自立を支援する通過型の支援へ

* 障害ある方は、地域での生活を望んでいる。

* 本当に「働きたい。」「工賃が上がったらいい。」と
思っている。

○ 障害ある方を支えていく地域を育む

(「地域」がキーワード)

* 「地域」は、色々な力を秘めた無限の資源。

* 地域の創意工夫を生かしながら、住民とともに
考え、作り上げる「地域福祉」を実現

(これこそが市町村の仕事)

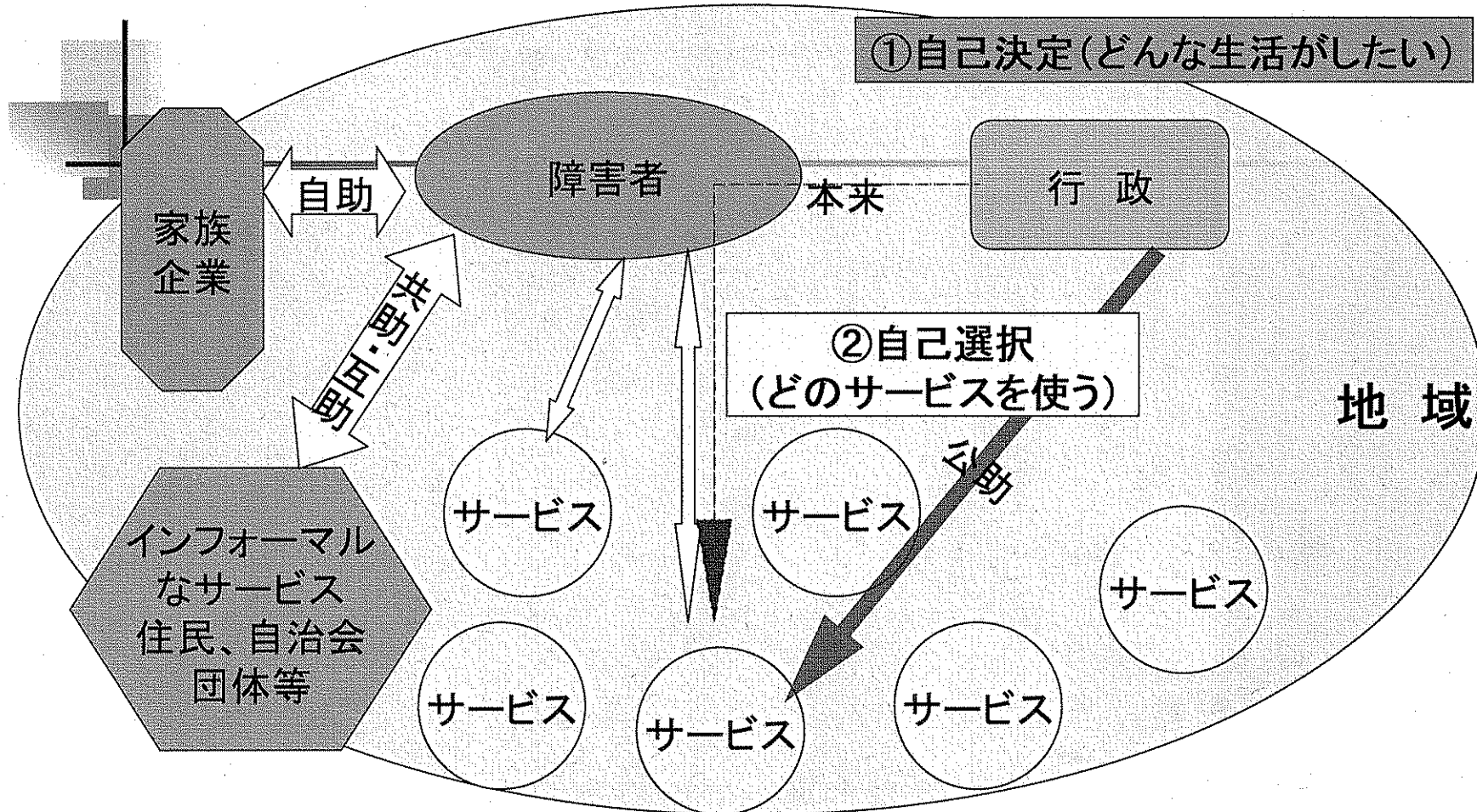
→ ニーズ・課題の把握

→ 地域の仕組みの創設(自助・共助・公助)

* 地域自立支援協議会が中心となって検討

市町村障害福祉計画で目標設定、計画的に整備

これからの地域のあり方と課題



- 1 自己決定: 本人の自己決定ができているか
 支援者は自己決定を支援しているか? 成年後見制度の活用は?
- 2 自己選択: 選択できるサービスがあるか
 サービスの量、種類、質は? 自助、互助、共助、公助を含めた地域は?